

名古屋市農業文化園・戸田川緑地

指定管理者 募集要項

平成29年6月

名古屋市 緑政土木局

目 次

はじめに	1
1 管理運営業務の対象となる区域及び施設	1
2 管理運営方針	3
3 業務の内容	4
4 応募資格	6
5 管理の基準	7
6 指定期間及び管理経費	1 1
7 指定管理者と名古屋市の責任分担等	1 3
8 応募方法	1 4
9 応募に関する留意事項	1 7
1 0 選定方法	1 8
1 1 スケジュール（予定）	2 1
1 2 協定の締結	2 1
1 3 その他	2 2
1 4 問い合わせ先	2 3

はじめに

名古屋市農業文化園（以下「農業文化園」という。）は、「水稲と花」をテーマに都市農業に関する知識や技術の普及啓発などを通じて、都市農業の振興を図るとともに花と緑に囲まれた自然豊かなフィールドで農とふれあいながら農業とその大切さを学ぶ農業公園として整備されました。市内には農業公園として農業文化園の他に、「野菜と畜産」をテーマにした名古屋市農業センター、「果樹」をテーマにした名古屋市東谷山フルーツパークがあります。

また、戸田川緑地は、戸田川の両岸に広がる南北 2.5km、東西 0.5 kmにわたる市南西部においては最大の公園であり、「健康とスポーツの里」を基本テーマに、人に、水に、緑にやさしい“たのしみの生まれる公園”として、戸田川に沿って整備が行われています。広い園内には、西の森や花の丘など四季を通して豊かな自然にふれることができる場所が多くあり、陽だまり館（売店）やとだがわこどもランド、パターゴルフ場といった家族で一緒に楽しめるさまざまなレクリエーション施設が設けられています。南地区は、農業文化園関連施設ゾーンとして農業文化園と一体となって自然とふれあい、自然の恵みの享受をテーマとして整備され、中央地区は、水郷とファミリースポーツゾーンとして、樹林の造成を図り、緑豊かな自然の中、家族でスポーツを楽しむとともに、水郷において自然観察ができるゾーンとして整備がされました。

農業文化園は「名古屋市農業文化園条例」に基づき、また、戸田川緑地は「名古屋市都市公園条例」に基づきそれぞれ管理していますが、これらの施設を一体的に管理するとともに、より一層のサービスの向上と経費の削減、業務の効率化を目指すために、名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第 13 号）第 8 条第 1 項及び名古屋市都市公園条例（昭和 34 年名古屋市条例第 15 号）第 18 条の 3 第 1 項の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 管理運營業務の対象となる区域及び施設

（1）管理区域

管理運營業務の対象となる区域は、別添「管理区域図」に示すとおりとします。

（2）施設概要

ア 名称	名古屋市農業文化園	
所在地	名古屋市港区春田野二丁目 3 2 0 4 番地	
施設面積	2 5, 7 8 0 m ²	
施設概要	農業科学館	2, 5 0 0 m ²
	フラワーセンター（温室）	1, 5 0 0 m ²
	エネルギー棟	7 5 m ²
	農作業舎	2 3 1 m ²
	催しもの広場（芝生広場）	1, 5 3 6 m ²
	水景モニュメント「ポルツ」	9 8 m ²
	水車小屋	2 0 m ²
	無料休憩所	1 0 0 m ²
	花壇	4 9 1 m ²

花と野菜の農場（旧花工場）	230㎡
セル苗育成温室（4棟）	808㎡
花苗育成ほ場（ハウス）	949㎡
スカイガーデン（農業科学館2階屋「外屋上緑化見本園」、水景施設・休憩施設・トイレ・車庫・植栽地・遊具等	

イ 名 称	戸田川緑地	
所在地	名古屋市港区春田野二丁目 他	
公園面積	(ア) 南地区	10.03ha
	(イ) 中央地区右岸	10.32ha
	(ウ) 中央地区左岸	6.83ha
施設概要	(ア) 南地区	
	花の丘（花壇）	2,000㎡
	体験農園（畑）	2,700㎡
	芝生広場	19,000㎡
	ピクニック広場（野外バーベキュー場）	8,000㎡
	野外ステージ 1か所	1,330㎡
	とだがわこどもランド 1か所（17,500㎡）	
	（大型木製遊具、ジャブジャブ池、展望塔など）	
	とだがわ陽だまり館 1棟	614㎡
	レストハウス 1棟	287㎡
	駐車場 第1駐車場	413台
	駐車場 第2駐車場	103台
	駐車場 第5駐車場	68台
	(イ) 中央地区右岸	
	サービスセンター（遊具貸出所） 1棟	250㎡
	インラインスケート広場	1,400㎡
	一輪車広場	670㎡
	おもしろ自転車コース	400㎡
	パターゴルフ場	2,400㎡
	ファミリースポーツ広場（芝生広場）	5,800㎡
	多目的広場（右岸）	3,100㎡
	芝生広場	21,000㎡
	こどもキャンプ広場	6,000㎡
	西の森、既植樹面積（H29.3.31現在）	22,400㎡
	ボランティアハウス 1棟	51㎡
	災害用トイレハウス 6個（一般用5個、障害者用1個）	
	連絡橋 3,200㎡（橋長62.4m、復員6.0m）	
	駐車場 第3駐車場	309台

(ウ) 中央地区左岸

とだがわ生態園（流れ・池を含む）	20,000㎡
子供の遊び場	2,400㎡
多目的広場（左岸）	3,200㎡
体験農園（水田・畑）	1,400㎡
西の森 既植樹面積（H29.3.31現在）	19,500㎡
駐車場 第4駐車場	208台

2 管理運営方針

以下の方針に従い、管理運営を行っていただきます。

(1) 農業文化園

ア めざす農業文化園の姿

水稲と花をテーマとした農業公園として『農』の情報発信、『農』の振興・支援、レクリエーションの場の提供の「3つの使命」を果たし、魅力ある施設をめざします。

- ・『農』の情報発信

農業公園は、農場や温室などの施設を有し、単に見るだけではなく体験するなど、幅広く情報発信を行うことができる場であることから積極的にその役割を担っていく。

- ・『農』の振興・支援

「農」の担い手（農家）から「農」の参加者（家庭菜園レベル）まで「農」に携わる市民を応援する。

- ・レクリエーションの場の提供

「農」に限らず、さまざまな楽しみ方のできる市民の憩いの場を提供する。

※「農」とは、農業という産業的役割だけでなく、多くの人の営みや暮らしなどの基盤としての役割という幅広い意味を含めたものとして表しています。

農業は、古来より自然環境に働きかけ、動植物を飼育・栽培して糧（かて）を得る「業（なりわい）」として営まれてきており、自然環境の保全や生活・文化の形成などの幅広い価値の創造と深いつながりがあるためです。

イ 維持管理方針

農業文化園の設置目的に沿って、適切な維持管理を行います。

植栽管理（フラワーセンター、園地等）については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮したうえで、維持管理水準表を参考にして、適正に持続・育成するよう必要な管理を行います。

施設や設備については、配置、仕様を十分に把握したうえで、機能を正常に保持するとともに清潔に保ち、来園者の安全な利用を図るよう維持管理を行い、必要に応じて保守点検を行います。

周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型で効率的な維持管理手法を目指します。

ウ 運営方針

農業公園の3つの使命に則し、創意工夫のある企画や質の高いサービスの提供を図り、来

園者が満足できるような管理運営を行います。

常に来園者の声を聴取し反映できるものは積極的に取り入れ、周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進します。また、市内の農業公園である名古屋市農業センター及び名古屋市東谷山フルーツパークとの連携を図ります。

(2) 戸田川緑地

詳細は、「戸田川緑地管理運営方針（パークマネジメントプラン）」を参照してください。

ア めざす公園像

森づくり活動・農業体験と通じて人々をつなぐ「ファミリー・レクリエーションの里」

- ・花とみどりに包まれた広々とした自然環境の中、子ども達が多様なレクリエーションを楽しめる公園
- ・市民・事業者と協働で「なごや西の森づくり」をすすめ、次世代につながるみどりを育てる公園
- ・収穫体験などを通じて「農」に親しみ、「農」について学べる公園

イ 維持管理方針

園地や植物の管理については、当初の植栽意図を踏まえ、各植物の特性に配慮したうえで、適正に持続・育成するような必要な管理を行います。

施設や設備は、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、各種施設の位置、機能、特性を十分に把握したうえで、常に清潔に保ち、機能を正常に保持するため、各施設に応じた年間管理計画を立て、点検・管理を行います。

周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型で効率的な維持管理を目指します。

なごや西の森づくりについては、市民・企業・行政のパートナーシップで苗木を育てていく森づくりであることを踏まえ、適切な育成管理を行います。

ウ 運営管理方針

施設利用者の満足度を高め、多様なニーズに応えるため、施設利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れます。

戸田川緑地の自然環境を保護し、西の森や園内花壇等を保全するため、周辺地域との連携、市民・企業等とのパートナーシップを推進し、参加型の運営を目指します。

公園内の施設間の連絡を密にし、イベント等では協力して運営します。また、市内の農業公園である名古屋市農業センター及び名古屋市東谷山フルーツパークとの連携を図ります。

3 業務の内容

指定管理者は、別添の業務仕様書（以下「業務仕様書」といいます。）の業務を行うこととします。

(1) 指定管理業務

指定管理業務とは、業務仕様書に掲げられた業務（「2 自主事業」を除きます。）のほか、指定管理者自らが企画・提案し、名古屋市に採用された事業をいいます。

※様式 10～様式 15 により、施設の管理運営について具体的な提案を記述してください。

(2) 自主事業

自主事業とは、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等（指定管理業務として実施する催事等を除きます。）を実施する事業、売店や自動販売機などを設置し、公園利用者へのサービス向上を図る事業その他、施設の機能増進や活性化につながる事業をいいます。指定管理者は、これらの自主事業を実施することができます。業務仕様書で必須としている自主事業は、必ず実施してください。詳しくは、業務仕様書「2 自主事業」をご覧ください。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ名古屋市と協議し、必要な許可や契約が必要となる場合があります。その際、名古屋市都市公園条例、名古屋市財産条例（平成 15 年名古屋市条例第 56 号）及び名古屋市公有財産規則（平成 16 年名古屋市規則第 49 号）に定める使用料等（以下「使用料等」といいます。）を名古屋市に支払う必要があります。

※様式16により、自主事業について具体的な提案を記述してください。農業文化園に自動販売機を設置する場合、又は営業行為を伴う自主事業に使用するための土地の占用又は建物の設置を提案する場合は、あわせて貸付料の提案額を記述してください。

<参考>主な使用料等

○農業文化園

自動販売機の設置にかかる貸付料	屋外に設置する場合	提案額 (1 台につき 400 円/月を最低額とする。)
	屋内に設置する場合	提案額 (1 台につき 900 円/月を最低額とする。)
その他施設の行政財産の貸付にかかる貸付料	屋外	提案額 (1 m ² あたり 257 円/月を最低額とする。)
	農業科学館	提案額 (1 m ² あたり 997 円/月を最低額とする。)
	無料休憩所	提案額 (1 m ² あたり 943 円/月を最低額とする。)

(注) 農業科学館、無料休憩所以外の施設の貸付料についてはお問い合わせください。

○戸田川緑地

とだがわ陽だまり館、レストハウス及びサービスセンターの許可使用料（管理許可）（注 1）	1 m ² あたり約 1,961 円/年（注 2）
第 4 及び第 5 駐車場を臨時駐車場として有料で供用する場合の許可使用料（管理許可）	車路以外の面積 1 m ² あたり約 743 円/年 (有料駐車場としての供用期間に限る)

自動販売機の許可使用料（設置許可）	1 m ² あたり 21,000 円／年	
その他の許可使用料	管理許可	1 m ² あたり約 1,961 円／年（注 2）
	設置許可	1 m ² あたり約 1,716 円／年（注 2）

（注 1）とだがわ陽だまり館及びレストハウスの設置管理許可にかかる使用料（以下「設置管理許可使用料」といいます。）の対象となる面積は、原則として提案した施設として使用する面積です。例えば、飲食店の場合は、厨房部分と客席部分の合計面積が設置管理許可使用料の対象となります。ただし、施設の利用実態に応じて、設置管理許可使用料を減額又は免除することがあります。

（注 2）設置管理許可使用料は、公園の土地の評価額により算出されます。上記に平成 29 年度の土地の評価額により算出した設置管理許可使用料を掲載していますが、平成 30 年度に評価額が改定されることに伴い、設置管理許可使用料の額も変更されますので、使用料支払いの目安としてください。

※名古屋市が使用料等に係る規定等の改正又は算出方法の見直し等を行い、使用料等を変更した場合は、変更後の使用料等に基づき納付していただきます。

4 応募資格

（1）応募者の資格

応募者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」といいます。）、若しくは複数の法人等によるグループとし、個人での応募は受け付けません。複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表法人等を定めてください（他の法人等は、当該グループの構成団体とします。）。

次に該当する法人等は、応募資格を有しません。また、次に該当する法人等が構成団体となっているグループも応募資格を有しません。応募資格を有しない者の行った提案については無効とします。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない者。

カ 最近の 2 年間に於いて、法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある者。

キ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により名古屋市又は他の地方公共団体から指定の取り消し処分を受けてから 2 年を経過しない者。

ク 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除きます。）を受けてから 1 年を経過しない者。

ケ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人。

コ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公の施設の指定管理者の指定からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 総行経第 9 号）に基づく排

除措置対象法人等。

※指定管理者の選定にあたり、暴力団関係事業者であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。また、指定管理者に指定された後に、排除措置対象法人等であることが判明し、愛知県警察本部長から排除要請があった場合には、原則として指定の取消しを行います。

(2) 応募条件

単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

(3) グループ応募の構成員の変更

グループ応募の場合、代表する法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。ただし、グループを構成する法人等については、業務遂行上支障がないと名古屋市が判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営

関係法令（名古屋市農業文化園条例、名古屋市農業文化園条例施行細則（平成元年名古屋市規則第22号）、名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法規、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、その他関係法令等）を遵守し、施設利用者の安全性及び快適性を考慮した管理運営を行っていただきます。

(2) 業務の委託

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。ただし、指定管理者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で名古屋市の承認を受けたもの（主たる部分は除きます。）については、この限りではありません。

(3) 指定管理業務の執行体制に関する事項

指定管理者は、次の諸規定及び執行の体制を整備し、指定管理業務を適切に執行していただきます。

ア 管理運営体制

指定管理業務の遂行にあたっては、次のとおり人員を配置していただきます。

(ア) 配置した人員のうち、1人は所長（総括責任者）とすること。所長は、正規の職員に限ること。

(イ) 植物の栽培・管理に関する十分な知識を有する者を常駐させること。

(ウ) 園芸等の相談に対応するために、園芸・造園・農業等の知識を持ち、相談業務を円滑にこなせる人を常駐させること。

(エ) 災害が発生した場合及び災害が発生する恐れがある場合には、供用時間外であっても名古屋市の指示に従える体制をとること。また、緊急時及び災害時における対応については、名古屋市の指示によるほか、管理区域内の点検・対策等について実施すること。

(オ) 甲種防火対象物の防火管理者を配置すること。

※現在の管理運営体制については「参考資料」を参照してください。

イ 情報の保護・管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられます。

なお、その具体的内容である個人情報の開示、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、名古屋市と締結する協定中に定め、これを遵守していただきます。

ウ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

エ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な公金管理を行っていただきます。また、手持現金の取扱いに係る規定を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

オ 備品等の管理

(ア) 備品の貸付及び使用

a 名古屋市は、本業務の遂行に必要な現行の備品を、無償で指定管理者に貸付し、指定管理者はそれを使用することができます。

b 本施設の管理運営に支障をきたさないように、随時、貸付備品の保守管理・点検を行ってください。備品等に破損、不具合等が生じた場合には、速やかに名古屋市に報告してください。

c 貸付備品が、経年劣化等により本業務の実施に供することができなくなった場合には、指定管理者は、名古屋市との協議により、当該貸付備品に代わる備品を購入その他の方法により調達することができます。

d 指定管理者は、故意又は過失により貸付備品をき損、滅失したときは、名古屋市との協議により、相当の代金を自己の費用で弁償し、又は当該貸付備品と同等の機能及び価値を有する備品を自己の費用で購入その他の方法により調達しなければなりません。

e 指定期間終了後、貸付備品は名古屋市に返還していただきます。

※貸付予定備品については、別添「参考資料」を参照してください。

(イ) 取得した備品の帰属等

指定管理者は、名古屋市との協議により、本業務の実施に必要な備品を指定管理料で購入できるものとし、当該備品の所有権は名古屋市に帰属するものとします。これらの備品の使用及び管理には、(ア)の貸付備品とみなし、これと同様に扱うものとします。

そのほか、指定管理者は、名古屋市との協議により、指定管理料以外の経費で備品を購入その他の方法により調達し、当該備品を本業務の実施に供することができます。ただし、指定期間の満了時には、指定管理者が自己の責任と費用で、当該備品を撤去してください。

(ウ) 車両について

業務に必要な車両は指定管理者が準備してください。その車両にかかる税、保険料及び点検等の経費は、指定管理者の負担とします。また、その維持管理については、随時、保守管理・点検を行ってください。

カ 環境配慮体制

指定管理者は、環境に配慮した取組みをするものとします。

キ 災害・事故への対応

(ア) 災害等への対応

a 予防段階

指定管理者は、災害等に備えて、防災・災害対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修・防災訓練等を実施していただきます。

また、名古屋市及び警察・消防・医療機関等の関係機関（以下「関係機関」といいます。）との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、施設の供用時間内外に関わらず、迅速に非常配備体制を確立するとともに、利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行っていただきます。

また、災害等の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び費用を最小限にするよう努めてください。

指定管理者は、災害等の発生時においては、状況の把握に努め、直ちに名古屋市に報告するほか、関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたってください。また、名古屋市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力してください。

なお、戸田川緑地は広域避難場所として指定されているので、被災時には地域防災活動への協力など対応していただきます。

(イ) 事故への対応

a 予防段階

指定管理者は、事故の発生時等に備えて、救急対応、応急処置、医療機関・家族への連絡など、対処方法を明記した事故対応マニュアルを名古屋市との協議によりあらかじめ作成し、名古屋市に提出するとともに、従事員への周知徹底及び必要な研修を実施していただきます。

また、名古屋市及び関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築するとともに、施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所の把握を行っていただきます。

b 発生時又は発生する恐れがある段階

指定管理者は、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、応急処置など迅

速な対応を行うとともに、直ちに関係機関に通報及び名古屋市に報告するほか、名古屋市と協力して原因究明にあたることとします。

(4) 利用者満足度等の把握

指定管理者は、本施設の特性や運営形態等に応じて、利用者満足度調査等により、利用者の意見を聴取するとともに、その結果を分析し、名古屋市に報告していただきます。

また、名古屋市が必要と認める場合には、その結果等について全部又は一部を指定管理者により公表していただきます。

(5) 自己評価の実施

指定管理者は、利用者満足度調査等の結果等を参考に、毎年度、自己評価を実施し、名古屋市に報告していただきます。

(6) 名古屋市による業務評価の実施、公表

名古屋市は「指定管理者評価会」を開催し、毎年度、指定管理者の年間を通じた管理運営状況等について評価を行います。指定管理者は指定管理者評価会に出席するとともに、管理運営状況等について報告していただきます。

業務評価の結果、指定管理者の管理水準が、名古屋市の要求する管理水準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行います。それでも管理水準の改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。

また、名古屋市は毎年度実施した評価の結果及び指定期間を通じた総合評価を公表するとともに、次期指定管理者の公募にあたって、審査の対象として活用します。

(7) 名古屋市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、名古屋市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等を図っていただきます。

(8) 暴力団の施設利用における措置

本施設が暴力団の活動により利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、名古屋市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこととします。

(9) 障害者差別解消に係る配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要

領（平成 28 年 1 月策定）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとしします。

6 指定期間及び管理経費

(1) 指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 4 年間

(2) 管理経費

ア 指定管理業務に係る経費（以下、「指定管理料」といいます。）

指定管理業務に係る経費は、名古屋市から支払う指定管理料で賄っていただきます。

収支計画書（様式 18 及び様式 19）により指定管理料を提示してください。

自主事業による収益等を、指定管理業務に係る経費に還元していただくことも可能です。

名古屋市は指定管理料について、事業計画書及び収支計画書において提示のあった金額を参考に、会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に指定管理者と協議を行い、各年度協定書において予算の範囲内で支払います。なお、各年度終了時において、指定管理料に過不足が生じて、原則として精算はせず、年度協定書で決定した額は、特段の事情がない限り変更しないこととします。

しかし、次の場合には、指定管理料に生じた当該余剰額を名古屋市に返還するものとします。

- (ア) 指定管理業務が年度当初の計画どおり実施できずに指定管理料に余剰が生じたとき
- (イ) 指定管理者が指定管理業務として行うべき修繕を行わなかったとき

◆これまでの名古屋市の本施設に関する指定管理料の支払い実績、指定管理者が指定管理料から支出した光熱水費及び修繕工事費の実績を示しますので、計画書作成の参考にしてください。

◆本施設の修繕工事費（税込価格）の年間の総額は、**1,430 万円**を基準額とします。

また、本施設の修繕工事費の年間最低執行額は **940 万円**とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

修繕工事費の提案額が、年間の基準額を下回る場合は、収支計画書（様式 19）に、その理由を記載してください。

○指定管理料支払い実績等

（金額単位：千円）

年 度	指定管理料支払い 実績（注）	指定管理料から支 出された光熱水費	指定管理料から支 出された修繕工事 費
平成22年度	191,331	25,507	4,359
平成23年度	185,931	21,931	28,986

平成24年度	182,431	19,768	19,004
平成25年度	182,431	20,109	10,708
平成26年度	185,034	18,920	8,194
平成27年度	185,034	17,948	7,919
平成28年度	185,034	16,052	11,982

(注) 自主事業にかかる経費（自主事業にかかる光熱水費を含みます。）は、指定管理料を充てることができませんので、指定管理者自らが負担してください。

収支計画書（様式18及び様式19）の作成にあたっては、指定管理料提示額に、自主事業にかかる経費を含めないでください。

なお、上記の指定管理料支払い実績には、一部、自主事業にかかる光熱水費が含まれています。指定管理料支払い実績に含まれている自主事業にかかる光熱水費を参考に3か年分下表に示しますので、指定管理料の提示の際は、指定管理料支払い実績から、下表の額を差し引いて参考にしてください。

（金額単位：千円）

年 度	指定管理料支払い実績に含まれている自主事業にかかる光熱水費	備 考
平成26年度	1,438	レストハウス等電気・水道料、防犯カメラ電気料、自動販売機電気料
平成27年度	1,241	レストハウス等電気・水道料、防犯カメラ電気料、自動販売機電気料
平成28年度	1,091	レストハウス等電気・水道料、防犯カメラ電気料、自動販売機電気料

※指定管理料の積算にあたっては、現行の消費税率（8%）を基に算定し、提示額（税込価格）としてください。消費税率の改正があった場合は、各年度協定書に定める指定管理料の額の決定時に、当該年度に適用すべき税率で算定を行ったうえ協議の対象額とします。

イ 自主事業にかかる経費

自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできません。

ウ 管理口座

(ア) 管理運営業務にかかる指定管理者の経費及び収入は、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

(イ) 自主事業にかかる経費及び収入は、(ア)の口座とは別の口座で管理してください。

(3) 有料公園施設の使用料について

有料公園施設（駐車場（第4、第5駐車場を除く。）に係る料金は、使用料として名古屋市の収入となります。駐車場の使用料の徴収事務については、指定管理業務として指定管理者に行っていただきます。

7 指定管理者と名古屋市の責任分担等

(1) 責任分担

名古屋市と指定管理者の責任分担は、次に示す「責任分担表」のとおりとします。

なお、名古屋市と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めのない責任が生じた場合は、名古屋市と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定するものとします。

責任分担表（凡例：◎…主たる責任のある項目、○…主ではないが責任のある項目）

項 目	指定管理者	名古屋市
運営の基本的な考え方	◎	○ 条例・規則事項
広 報	◎	○ 名古屋市広報関係
施設の管理運営	◎	
施設の物品管理	◎	
行為許可	○ 申請の受付及び申請者との 連絡調整に関すること	◎ 許可に関すること
苦情等対応	◎	○
事故・事件対応	◎	○
施設の修繕等	◎ 1箇所あたりの修繕工事費 (税込価格)が250万円を超えないもの(※注)	○ 左記以外のもの
災害復旧	○ 応急復旧の実施	◎
管理 ^{かし} 瑕疵	◎	
損害賠償保険等への加入	◎	
包括的責任管理者 (管理 ^{かし} 瑕疵を除く)		◎
広域防災拠点の役割 ・応援隊集結(活動)拠点(戸田川 緑地) ・緊急物資集配拠点(農業文化園)	◎	○ 指示等

広域避難場所の役割（戸田川緑地）	◎	○ 指示等
指定管理者の行う自主事業	◎	

（注）本施設の修繕工事費（税込価格）の年間の総額は、**1,430万円**を基準額とします。

また、本施設の修繕工事費の年間最低執行額は**940万円**とします。修繕工事費は、**年間最低執行額を下回ることはできません。**

設備等の増減を伴うもの又は30万円を超えるものについては、事前に名古屋市と協議が必要です。また、250万円を超えない工事であっても、年間の総額が基準額を超える場合は、別途、名古屋市と協議のうえ、分担を決定します。

（2）損害賠償責任

指定管理者は、本業務の実施にあたり、指定管理者の故意又は過失により、名古屋市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者がその損害を、名古屋市又は第三者に賠償するものとします。

また、名古屋市は、指定管理者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

施設内での事故に関する賠償保険については、指定管理者が加入するものとします。

（3）電気等の供給

本施設へ供給する電気、水道等の契約は、原則、指定管理者が直接、電気、水道等の供給事業者（以下「供給事業者」といいます。）と締結してください。ただし、供給範囲が本施設以外の区域に及ぶなど、指定管理者が直接供給事業者と契約することが適当でないとな名古屋市が判断した場合は、名古屋市が供給事業者と契約し、指定管理者は、本施設に係る光熱水費を指定管理料から名古屋市に納入していただくことがあります。

8 応募方法

（1）募集要項等の公開

募集要項は平成29年6月5日（月）から、名古屋市公式ウェブサイトに掲載し公開しています。

（2）応募説明・施設見学会

本施設について、ご希望の方を対象に、平成29年6月26日（月）に応募説明・施設見学会を行います。詳細については、別紙「応募説明・施設見学会のご案内」をご参照ください。

応募説明・施設見学会への申込みの有無が、指定管理者の選定に影響を及ぼすことはありません。

（3）参加表明書の受付

指定管理者に応募を予定する方は、指定管理者公募参加表明書（様式1）及び指定の書類

(書類 No. 2~8) (以下「参加表明書等」といいます。) を必ず提出してください。

参加表明書等の提出のない方は指定管理者指定申請書の受付ができませんのでご注意ください。

ア 受付期間：平成 29 年 6 月 5 日 (月) から平成 29 年 7 月 5 日 (水) の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所：

(ア) 持参される場合

名古屋市農業センターまでお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「14 問い合わせ先」の住所まで送付してください。(締切日必着)

(4) 質問事項の受付及び回答方法

ア 質問受付期間：平成 29 年 6 月 5 日 (月) から平成 29 年 7 月 7 日 (金) まで

イ 受付方法：質問票 (様式 21) に質問事項を記入のうえ、「14 問い合わせ先」まで Eメールにて送付してください。

ウ 質問回答：質問に関する回答は、名古屋市公式ウェブサイトにて、平成 29 年 7 月 14 日 (金) までに順次回答します。

(5) 指定管理者指定申請書の受付

指定管理者に応募をする方は、名古屋市農業文化園指定管理者指定申請書 (様式 6-1) 及び名古屋市公園施設指定管理者指定申請書 (様式 6-2) 並びに指定の書類 (書類 No. 10、11) を必ず提出してください。

ア 受付期間：平成 29 年 7 月 3 日 (月) から平成 29 年 7 月 21 日 (金) の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所：

(ア) 持参される場合

名古屋市農業センターまでお持ちください。

(イ) 郵送される場合

「14 問い合わせ先」の住所まで送付してください。(締切日必着)

(6) 応募書類等

以下のとおり、必要な書類を提出してください。様式 8~様式 19 は米マイクロソフト社のワード又はエクセル (いずれも 2013 以前のバージョン) で作成し両面印刷 (カラー印刷可) で簡易な製本 (糊・テープ綴、ステープル留め不可。クリップ・ゼムクリップ・ダブルクリップ留め等で製本) としてください。なお、枚数制限がありますのでご注意ください。

また、下表のデータ欄に○がついているものについては、データ (各様式のワード又はエクセルデータ及び書類 No. 2~8、書類 No. 11 をそれぞれまとめた PDF データ) を CD-ROM 又は DVD-ROM であわせてご提出ください。

参加表明時に提出

	応募書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
1	指定管理者公募参加表明書	様式 1 : 1 ページ	—	1	1
2	法人等の概要 1	様式 2 : 2 ページ	○	1	12
3	法人等の概要 2 (グループ応募の場合のみ)	様式 3 : 2 ページ	○	1	12
4	共同事業体協定書兼委任状 (グループ応募の場合のみ)	様式 4 : 1 ページ	—	1	1
5	・定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) ・法人又は団体のパンフレット	—	—	1	12
6	・応募書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書又はこれに類する書類及び過去 2 か年の事業報告書	—	—	1	12
7	○法人にあつては、 ・登記事項証明書 ・過去 2 年間の法人税、法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の納税証明書 ・過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書 ○その他の団体にあつては、 ・上記書類に相当する書類	—	—	1	12
8	財務状況概要	様式 5 : 1 ページ	○	1	12
	書類 No. 2~8 の PDF データ (一つのファイルにまとめること。)		○	—	—

指定管理者指定申請時に提出

	応募書類	様式・枚数制限	データ	提出部数	
				正	副
9	名古屋市農業文化園指定管理者指定申請書	様式 6-1 (別記様式) : 1 ページ	—	1	1
	名古屋市公園施設指定管理者指定申請書	様式 6-2 (第 14 号様式) : 1 ページ	—	1	1
10	宣誓書	様式 7 : 1 ページ	—	1	1
11	事業計画書一式	様式 8~19 様式 8~13, 15, 17 : 2 ページ 様式 16 : 3 ページ 様式 14, 19 : 4 ページ 様式 18 : 1 ページ	○	各 1	各 12
	書類 No. 11 の PDF データ (一つのファイルにまとめること。)		○	—	—

選定結果公表後に提出 (候補者に選定された団体のみ。募集要項 9 - (10) 参照)

	提出書類	様式・枚数制限	データ	提出部数

12	提案の概要	様式 22	—	1
----	-------	-------	---	---

9 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾したうえで、申請書類を提出してください。

(2) 接触の禁止

選定委員、本件業務に従事する名古屋市職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(3) 複数提案の禁止

本施設への提案は、1 団体につき一つとし、複数の提案はできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

(5) 虚偽の記載をした場合等の対応

応募書類に虚偽の記載があった場合又は応募に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。

(6) 追加資料の提出

名古屋市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。

(7) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(8) 費用負担

応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

(9) 応募書類の帰属

応募書類の著作権は、候補者を決定するまでの間は応募者に帰属し、候補者に決定した後は名古屋市に帰属します。また、選定されなかった団体の応募書類の著作権は、当該団体に帰属します。

(10) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、応募書類は、名古屋市情報公開条例（平成 12 年名古屋市条例第 65 号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、名古屋市が必要と認める場合に、全部若しくは一部を公表するこ

とがあります。

なお、候補者に選定された団体は、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除く「提案の概要」（様式22）を作成し、名古屋市に提出していただきます。名古屋市は、名古屋市会（以下「市会」といいます。）において管理者の指定の議決を経たのち、公表するものとします。

（11）事業計画書記載にあたっての留意点

- ア できるだけ具体的に記載してください。
- イ 法人等（グループ）において、現在管理している施設がある場合には、その施設における取組実績等を踏まえて記載してください。
- ウ 業務の内容については、募集要項、業務仕様書等を参照してください。
- エ 様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

10 選定方法

（1）選定の手順

ア 資格審査、書類内容の確認及び照会

応募書類提出後、名古屋市の事務局（担当部署）（以下「事務局」といいます。）において、応募登録事項、応募者の資格、提案された内容が募集要項に従って記載されているか、法令及び募集要項等の禁止事項に該当していないかを審査します。

なお、書類の内容について、事務局から確認・照会等を行う場合があります。

応募資格を有しない者（募集要項4－（1）ア～コ）の提案については無効とし、以降の審査を行いません。

また、提出書類内容に不備や疑義があった場合、募集要項9－（2）又は（5）に抵触した場合などは、提案に事務局が意見を付けたうえで、以後の審査を行います。

イ 選定委員会による選定

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の農政・東山合同部会（以下「選定委員会」といいます。）を設置し、候補者及び次点候補者の選定を行います。

（ア）第1次審査（書類審査）

資格審査等において、事務局意見の付いた提案について、選定委員会が失格の是非を判断します。この段階において、失格とされた提案は、以後の審査を行いません。この時点で失格となった応募者には、その旨を通知します。

提案された内容等について、募集要項10－（2）に定める審査項目・審査基準に従い、各委員が書類審査を行い採点します。

【選定方法】

提案者が3者の場合は、各委員の採点と管理実績に対する加(減)点の合計点数が高い順に、1位は3点、2位は2点、3位は1点というように順位点を付け（注）、以下の方法で順位を決定します。

(注) 順位点の満点は、提案者数に応じて変動します。例えば、提案者数が5者の場合は、1位は5点、2位は4点、3位は3点、4位は2点、5位は1点となります。

- ① 順位点の合計の多い順
- ② 順位点の合計が同じ場合は、1位とした委員の多い順
- ③ 順位点の合計と1位とした委員が同数の場合は、2位とした委員の多い順
- ④ 以上で決まらなかった場合は、委員全員による合議

順位決定方法に従い決定した上位者から、原則2者を第2次審査の対象として選定します。

(イ) 第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査通過者を対象に、あらためてプレゼンテーション及び質疑応答によるヒアリング審査を行います。ヒアリング審査の日時及び場所は、事務局から連絡します。審査項目、選定方法は第1次審査と同じです。

ウ 選定結果の通知・公表

名古屋市は、指定管理者の候補者（第2次審査の第1位通過者）並びに次点候補者（第2次審査の第2位通過者）を選定したときは、すべての応募者に対して通知します。また、選定結果については、名古屋市公式ウェブサイトへの掲載・市政記者クラブへの資料提供等により、次の①から⑦の内容を公表します。

- ① 選定委員会の開催日時
- ② 選定委員会の委員
- ③ 候補者及び次点候補者として選定された団体の名称
- ④ 申請団体の名称
- ⑤ 選定委員会における審議の議事要旨等（名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報部分を除く。）
- ⑥ 候補者の提案の概要
- ⑦ 各申請団体の総得点及び募集要項で記載した審査項目、審査基準ごとの得点内訳

エ 指定管理者の指定

名古屋市は、候補者との協議が整った後、指定管理者の指定に係る議案について市会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、名古屋市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とします。指定については、名古屋市公報に掲載するとともに、名古屋市公式ウェブサイトでも公表します。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

【審査項目】

項目	審査の主な視点	配点	割合
基本事項	・農業公園としての役割・特性の把握 ・都市公園としての役割・特性の把握	20点	10%

		・応募者の管理運営能力		
指定管理事業	管理体制及び協働	・管理運営職員の配置、役割分担 ・団体内のサポート、人材育成 ・市民、地域、企業等との協働の実績及び今後の方針	35点	17.5%
	具体的な管理方針	・施設管理の考え方 ・植物管理の考え方 ・利用者サービス向上の考え方 ・「農」に関する取組み ・めざす公園像への取組み ・魅力の増進策、利用の促進策	95点	47.5%
自主事業		・自主事業の提案 ・自主事業の収支及び収益の還元	20点	10%
収支計画		・経費節減策 ・年間収支計画	30点	15%
合 計			200点	100%

【管理実績に対する加(減)点】

現行指定管理者である団体等が、今回の募集において同一施設に応募した場合は、本年度に行われる緑政土木局指定管理者評価委員会における、現行指定期間を通じた管理実績の評価を参考に、第1次審査において以下のような5段階の採点をします。

〈採点基準〉

○管理実績 優 ←————→ 劣
○配 点 +10 ・ +5 ・ 0 ・ -5 ・ -10

※選定委員ごとに採点し、提案書審査合計得点に加(減)点します。
この場合、審査配点 200点 + 管理実績点 10点の合計 210点満点となります。

【最低基準点】

第2次審査において候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た法人等の中から候補者及び次点候補者を選定します。

(3) 名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会農政・東山合同部会委員

氏 名	所 属
可知 祐一郎	公益財団法人愛知県農業振興基金 理事長
武長 脩行	NPO法人ボランタリーネイバーズ 副理事長
二村 友佳子	公認会計士

中山 徳良	名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授
安本 卓史	弁護士

(50音順、敬称略)

1.1 スケジュール（予定）

募集の公告	: 平成 29 年 6 月 5 日（月）
募集要項等配布期間	: 平成 29 年 6 月 5 日（月）～7 月 21 日（金）
質問事項の受付期間	: 平成 29 年 6 月 5 日（月）～7 月 7 日（金）
参加表明書の受付	: 平成 29 年 6 月 5 日（月）～7 月 5 日（水）
応募説明・施設見学会	: 平成 29 年 6 月 26 日（月）
指定管理者指定申請書の受付	: 平成 29 年 7 月 3 日（月）～7 月 21 日（金）
第 1 次審査 (選定委員会、書類審査)	: 平成 29 年 8 月下旬
第 2 次審査 (選定委員会、ヒアリング審査)	: 平成 29 年 9 月上旬
市会における議決	: 平成 29 年 11 月市会
指定管理者の指定(告示)	: 平成 29 年 12 月下旬
業務引継ぎ	: 平成 30 年 2 月～3 月
協定の締結	: 平成 30 年 4 月 1 日（日）
指定管理者による管理の開始	: 平成 30 年 4 月 1 日（日）

1.2 協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理業務及び指定管理者提案事業に関し、協定を締結します。

(1) 協定事項

名古屋市の示す管理の基準及び応募書類に基づき、名古屋市と協議のうえ、指定管理者が行う具体的な業務内容を決定し、協定を締結します。

協定には、次の事項を規定するものとします。

ア 総括的事項

協定の趣旨、指定管理者が行う業務の内容、指定期間、事業計画、責任者及び必要な職員の配置に関する事項等

イ 業務の実施体制に関する事項

関係法令等の遵守、利用の事務を行わない日及び窓口受付時間等、業務履行における指定管理者の義務、名古屋市有財産及び名古屋市有物品の使用の承認又は貸付け、業務により取得した物品類の帰属、個人情報の取扱い等

ウ 業務の実施に関する事項

業務の水準の確保に関する事項（管理運営基準、事務処理要綱等）

エ 指定管理料に関する事項

指定管理料の支払い方法

オ 指定管理者提案事業に関する事項

実施する事業に関する事項、条件等

カ 業務の報告及び監督に関する事項

事業報告書の提出に関する事項、業務の実施状況に関する報告、事故の場合の報告に関する事項、名古屋市による検査・監督に関する事項

キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項

指定の取消し及び管理業務の停止を行う場合、指定の取消し等による損害賠償に関する事項等

ク 指定期間終了に伴う措置に関する事項

原状回復に関する事項、事務の引継ぎに関する事項、財産の処理に関する事項等

ケ その他の事項

権利義務の譲渡の禁止、疑義の決定

コ 協定の実施に伴う細目的事項

サ 報告書等の提出の時期等

(2) 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、名古屋市はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 指定管理者としての業務の履行が確実でないと認められる場合

ウ 著しく社会的信用を失うに至った場合

エ その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

1.3 その他

(1) 団体の法人格の変更

団体の法人格が変更（法人格の取得も含みます。）される場合は、原則として市会の議決を経たうえで再度指定を行います。

(2) 指定の取消し等

ア 指定の取消し及び業務停止命令

指定管理者が名古屋市の指示に従わないとき、その他次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(ア) 指定管理者が、条例、規則、協定及び関係法令に違反したとき

(イ) 指定管理者が、正当な理由なく業務を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと名古屋市が判断したとき

(ウ) 指定管理者が、業務の履行にあたり、名古屋市の指示に従わず、又は名古屋市の職員の職務の執行を妨げたとき

(エ)「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき

(オ) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断される時

(カ) その他指定管理者が管理を継続することが適当でないときと名古屋市が認めるとき

イ 違約金等

(ア) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、必要に応じて、指定管理者は当該年度の指定管理料の全部又は一部を返還するとともに、あらかじめ協定書において定められた額を違約金として名古屋市に納付しなければなりません。

(イ) アに基づき、名古屋市が指定の取消し又は業務停止命令を行った場合は、指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じたとしても名古屋市はこれを負担しません。

(3) 疑義の解決

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、名古屋市及び指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) 業務の引継ぎ等について

指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、名古屋市が必要と認める引継ぎ業務を実施しなければなりません。

また、次の指定管理者の選定にあたり、名古屋市の求めに応じ、現地説明、資料の提供その他必要な協力を行ってください。

引継ぎ等に要する費用は、原則として、指定管理者の負担とします。

(5) ネーミングライツについて

本施設（本施設内の公園施設を含みます。）にネーミングライツ制度による愛称がつく場合があります。

1 4 問い合わせ先

〒468-0021 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の3

名古屋市農業センター

電話番号 052-801-5221（休園日は留守番電話になります）

E-mail nogyocenter@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

※ 募集に係る問い合わせにつきましては、上記アドレス宛にEメールにてお願いします。
毎週月曜日（祝日の場合はその翌平日）は休園日です。